

# 介護老人保健施設ピュアネス藍 訪問リハビリ事業のご案内

医療法人青心会 介護老人保健施設 ピュアネス藍	
電話: 0743-56-8001	〒639-1136
F A X: 0743-56-9076	奈良県大和郡山市本庄町1番地の5
U R L: <a href="http://www.seiran.or.jp/pureness">http://www.seiran.or.jp/pureness</a>	※相談などについては・・・担当:井上・野地まで
◎サービス実施地域:大和郡山市、安堵町、斑鳩町(その他近隣地域は交通費が必要)	
◎サービス提供時間:午前9時～午後5時	
◎休業日:日曜日、年末年始(当施設規定による)	

## 【居宅介護支援事業者様への補足説明】

- 新規利用者の場合は当事業所の医師による診療が必要です。(※訪問リハビリテーション指示書の作成の為)  
**基本的に訪問リハビリテーションの計画にあたっては同事業所の医師が診察を行い作成をいたします。**  
(※当事業所の医師が診察できない事情がある場合は事前に担当まで相談ください。)
- 当事業所外の医師が診療して訪問リハビリテーションを利用する場合は利用条件がございますのでご確認ください。  
(※詳しい条件は診療情報未実施減算の項目をご参考ください。)  
当事業所外の医師が診察した際は、「医学的管理を行っている医師より当該事業所の医師が情報提供を受けている」・「適切な研修の修了」が求められ、当事業所がその要件を満たすことの確認を行うことが義務付けられております。
- 継続をご希望される場合は3か月に一度、当事業所の医師による診察が必要です。
- ケアプラン上の標準回数は1日につき2回分(20分×2回=40分)でお願いしていますが、必要性に応じて回数などの変更を随時相談させていただきます。
- 事業所番号は 2950280111 です。

## ～要介護認定の場合～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	単位数	金額
14	2211	訪問リハビリ2	1回につき	308 ¥319
14	5003	訪問リハ短期集中リハ加算	退院(所)日又は認定日から、3か月以内	200 ¥207
14	5005	訪問リハマネジメント加算イ	基準を満たした場合1月につき	180 ¥186
14	5008	訪問リハマネジメント加算ロ	基準を満たした場合1月につき	213 ¥221
14	5022	事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合		270 ¥279
14	5021	訪問リハ認知症短期集中リハ加算	基準を満たした場合1月につき	240 ¥248
14	6192	訪問リハ口腔連携強化加算	基準を満たした場合月1回	50 ¥52
14	4003	訪問リハ退院時共同指導加算	基準を満たした場合(退院時1回を限度)	600 ¥620
14	6110	訪問リハ支援移行加算	基準を満たした場合1日につき	17 ¥18
14	6102	訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	基準を満たした場合、1回につき	6 ¥7
14	6101	訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	基準を満たした場合、1回につき	3 ¥4
14	5010	訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。	-50 ¥-52

## ～要支援認定の場合～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	単位数	金額
64	2211	予防訪問リハビリ2	1回につき	298 ¥308
64	5001	予防訪問リハ短期集中リハ加算	退院(所)日又は認定日から3か月以内	200 ¥207
64	6162	予防訪問リハ口腔連携強化加算	基準を満たした場合月1回	50 ¥52
64	4003	予防訪問リハ退院時共同指導加算	基準を満たした場合月2回	600 ¥620
64	6102	予防訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	基準を満たした場合(退院時1回を限度)	6 ¥7
64	6101	予防訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	基準を満たした場合、1回につき	3 ¥4
64	5010	予防訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。	-50 ¥-52